

「麻薬成分」を含有する違法ドラッグの発見について

平成24年2月28日に東京都において、都内の販売店から購入した製品の試験検査を行ったところ、5品目から「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び向精神薬原料を指定する政令」に規定する麻薬である「3-(2-アミノプロピル)インドール」【AMT】が、1品目から同政令に規定する麻薬である「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」【メチロン】が検出されたと報道発表がありました。

AMT及びメチロンは、「麻薬及び向精神薬取締法」により、その所持・譲渡・譲受・使用等が厳しく禁じられています。

つきましては、当該製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、下記まで相談願います。

製品についての詳細は、下記アドレスから確認して下さい。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/02/20m2s500.htm>

相談先

福島県保健福祉部薬務課 電話024-521-7233